



京都市都市計画局広告景観づくり推進室



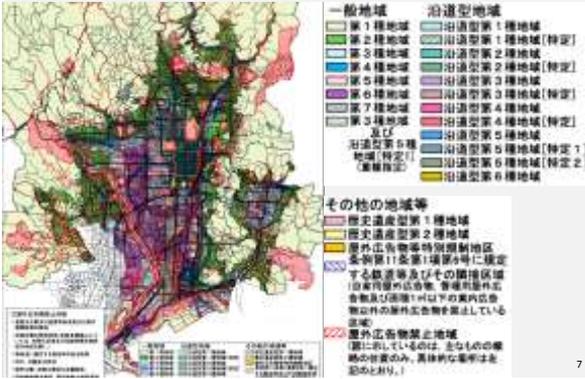
## 屋外広告物の規制の仕組みと制度

- ### 屋外広告物とは
- ①常時又は一定の期間継続して
  - ②屋外で
  - ③公衆に表示されるもの
- (例)
- ・看板、広告塔、ポスター、のぼり旗、提灯、アドバルーン
  - ・壁に直接表示するもの
  - ・商標、シンボルマーク、写真
  - ・営利を目的としないもの



- ### 屋外広告物の規制内容 ～京都市の場合～
- ◇許可が必要
    - ・屋外広告物の設置には、許可が必要
    - ・3年の更新制度(自動更新ではない)
    - ・手数料を納付 (具体例: 1個につき5㎡まで照明費2600円、照明有3900円)
  - ◇基準の違い
    - ・21種類の規制区域
    - ・区域ごとに面積、高さ、色彩などの基準に違い
    - ・屋上広告物、可動式・点滅式広告物は、市内全域で禁止
  - ◇許可不要の場合
    - ・自家用で合計の面積が2㎡以下は、許可不要 (但し、小さくても、原則として高さや色彩の基準に合わせる必要がある)
    - ・公共的な場合は、許可不要の場合がある

## 屋外広告物の規制地域



7

## 屋外広告物の規制強化の主な内容

市内全域を屋外広告物禁止地域、屋外広告物規制区域(2.1画圈)又は屋外広告物等特別規制地区(6地区)に指定し、以下の規制を強化した。

### 1 屋上屋外広告物を禁止

良好なスカイラインを形成し、美しい都市景観を創出していくため、屋上に設置する看板を市内全域で禁止



### 2 点滅式照明、可動式照明を禁止

点滅式照明や可動式照明は、安全のために警告や注意を促す照明と混同する恐れがあり、刺激的で強い光を放つ等、都市の景観に支障をきたすため、市内全域で禁止



8



9

### 3 表示できる高さ

地域に応じて定めた基準と建物の高さの2/3以下のどちらか低い方  
\*但し、切り文字の場合は、高さ緩和の場合あり



(例) 第4種地域の高さ18mの建物  
A 第4種地域における高さ基準=10m  
B 建物高さの2/3(18m×2/3)=12m  
A(10m) < B(12m)  
よって、表示可能な高さは 10m

### 4 表示できる面積

地域に応じて、表示できる面積、表示率を規定

規制区域	建築物等定着型屋外広告物	独立型屋外広告物(多本支柱型の場合)
(一部抜粋)	1個当たりの面積制限	1面当たりの面積制限
第1種地域	3㎡	1.5㎡
第4種地域	15㎡	5㎡
第7種地域	50㎡	8㎡

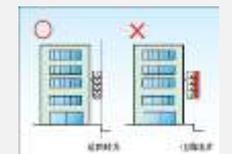
10



11

### 5 表示できる位置

道路の上空空間を開放し、良好な通り景観を形成するため、一部地域で道路上空への突出を禁止



### 6 色彩

地域に応じて、マンセル値の彩度が一定の数値を超える場合、使用できる面積割合を規定

- 主要な下地・掲出物件に高彩度色は使わない  
R, GY, G, BG, B, PB, P, RP 8以下  
YR, Y 10以下
- 繁華街等規制の緩い地域から歴史遺産の周辺等へ段階的に規制強化  
※着色していない自然素材や、面積が特に小さく、表示位置が低いものは使用可

12



13



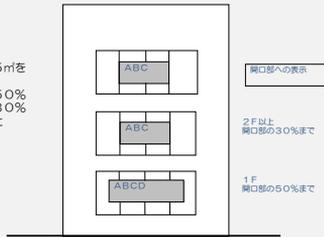
14

### 7 特定屋内広告物

- 建築物の窓その他の開口部に設けられた窓ガラス、ガラス扉その他これらに類するものの内側の面に直接描き、又は直接ちょう付して、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの
- 開口部等の内側において直接又は間接に建築物に定着させる広告物で、常時又は一定の期間継続して屋外の公衆に表示するもの

#### 規制内容

- ・ 1の立面における面積合計5㎡を超える場合に届出が必要
- ・ 1階以下の1の開口部等の50%
- ・ 2階以上の1の開口部等の30%
- ・ けばけばしい色彩でないこと



15

## 屋外広告物適正化の取組

16

### これまでの取組目標

※新景観政策の実施から、平成26年8月まで

#### ◇目標

新景観政策を実施した平成19年9月からの7年間の経過措置期間が終了する平成26年8月までに

○違反状態の解消

○優良広告物の普及

→ 京都にふさわしい広告景観の形成

#### \*経過措置期間

旧条例で許可を受けていた場合に、最長7年間の改修の猶予を認める。もともと無許可で表示されている場合には、経過措置期間はない。

17

### 屋外広告物適正化の進捗

○平成22年度調査

市内 約40,000箇所のうち、推計で **約7割が条例違反**

取組

1 市内全域を対象としたローラー作戦による是正指導

- ・ 市内全域で46,600箇所の屋外広告物を詳細調査
- ・ 110名体制での強力な是正指導を実施 等

2 適正化のための指導強化と京都にふさわしい広告物の普及促進

- ・ 京都景観局 屋外広告物部門の強化
- ・ 優良屋外広告物への助成 等

○平成26年8月末(条例の経過措置期間)

市内 46,600箇所のうち、**約8割に当たる 約35,700箇所が条例の趣旨に沿ったものに**

☆平成26年9月から条例完全施行☆

○平成28年3月現在

**適正表示率90%超(約41,000箇所が適正表示)**

18

## 集中取組の3つの柱

1 屋外広告物制度の定着促進

2 是正のための指導の強化と支援策の充実

3 京都にふさわしい広告物の普及啓発

19

## 1 屋外広告物制度の定着促進

★制度の周知

- ① 市民しんぶん特集号（24年6月、25年8月、26年6月）
- ② 経済団体・業界団体への周知
- ③ 屋外広告物を掲出する4万箇所の事業者へ  
直接ポスティングによる周知
- ④ マスコミを通じた広報

20



21

## 京都新聞全面広告（平成26年5月20日朝刊）



22

## 2 是正のための指導の強化と支援策の充実

★市内全域でのローラー作戦（110人体制）による是正指導

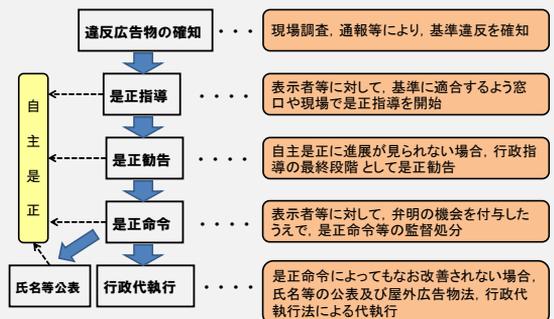
平成24年10月から、全面禁止の屋上屋外広告物や主要ターミナル・幹線、歴史遺産周辺から着手し、順次市内全域に広げる

★是正に従わない悪質な事業者に対する法的措置の実施

★屋外広告物の是正を促進する新たな低利融資の実施

23

## 違反広告物是正指導の流れ



24

## 行政執行も視野にいた 強力な是正指導



是正前



是正後

25

## 京都新聞（平成26年7月17日朝刊）



### <屋外広告物の行政代執行>

条例第39条第1項に基づく措置(除却)命令を行っても相手方が履行しない場合、当該違反状態を放置することは、景観を阻害し、結果表示の目的を達成してしまい、著しく公益に反することとなることから、屋外広告物法第7条第3項及び行政代執行法に基づき、違反広告物撤去等の行政代執行を実施する。  
\*なお、簡易除却制度(屋外広告物法第7条第4項)

26

## 京都市屋外広告物適正化促進融資(平成24年11月~26年8月)

**融資対象:** 京都信用保証協会の保証対象で、原則として市内に事業所を有し、本市の認定を受けた中小企業者等で下記の要件をすべて満たす方

- ・本市内に屋外広告物を掲出
- ・当該屋外広告物が、「京都市屋外広告物等に関する条例」の基準に不適合
- ・当該不適合広告物に対して除却、改修その他の措置を取ることにより条例基準に適合する状態にする是正計画等を提出
- ・本融資制度の活用により是正の実現が見込まれること

**資金用途:** 条例の基準に適合していない屋外広告物の除却、改修等にかかる費用

**融資期間:** 7年以内

**融資利率:** 年1.0%(固定金利)

**融資限度額:** 1事業所当たり300万円

**受付機関:** 京都銀行、京都信用金庫、京都中央信用金庫、三菱東京UFJ銀行

**実施期間:** 平成26年8月29日まで

27



四条通(平成19年)



四条通(平成27年)

28



京都駅北口(平成19年5月)



京都駅北口(平成26年12月)

29

## 協定書の締結

◇屋外広告物制度の定着促進及び適正化について、官民が相互に連携、協力して取り組むことをため協定書締結(平成26年11月12日)



30

### 3 京都にふさわしい広告物の普及促進

#### ★ 京都景観賞屋外広告部門の実施

#### ★ 優良屋外広告物補助金交付事業の実施

※平成28年度から、広告景観づくり補助金交付制度にリニューアル

#### ★ 特例許可制度の運用基準の具体化による積極的活用

31

### 平成27年度京都景観賞屋外広告物部門



市長賞(一部)



32



33

### 優良屋外広告物補助金交付制度のリニューアル(平成28年3月31日)

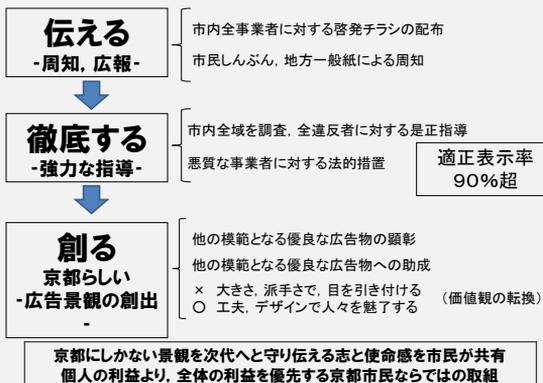
京都にふさわしい屋外広告物の普及と広告景観の更なる向上を図るため、これまで実施してきた優良屋外広告物補助金交付制度を「広告景観づくり補助金交付制度」にリニューアル

<主な改正点>

- (1) のれん、ちょうちんの設置経費に係る補助率の引き上げ(最大9割補助)
- (2) 手続の簡素化により、補助金の交付決定までの期間が短縮



34



35